

第七部

第一回 参議院厚生委員会 會議録 第二十号

付託事件

- 教員の恩給増額に関する請願(第六号)
- 食肉統制價格撤廃に関する陳情(第二号)
- 聖靈生命眞理療法保護法規の制定及び名譽恢復に関する陳情(第四号)
- 児童の福祉増進に関する法令制定の陳情(第七号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第十二号)
- 都市官公廳職員的生活安定に関する陳情(第三十八号)
- 戦死、戦災遺家族並びに傷病者の更生に関する陳情(第五十号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第六十四号)
- 國民健康保険組合制度を改革することに関する陳情(第六十六号)
- 國民健康保険金に対する國庫補助金の増額に関する陳情(第九十八号)
- 青少年禁酒法案(小林いさ君発議)
- 恩給増額に関する請願(第三十九号)
- 災害救助法案(内閣提出、衆議院送付)
- 児童福祉法案(内閣送付)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第五十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十一号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十三号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第五百五十三号)
- 國民健康保険組合の振作促進に関する陳情(第五百五十五号)

- 國民健康保険制度の更生に関する請願(第八十二号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第八十七号)
- 恩給増額に関する陳情(第九十三号)
- 最低生活の保証に関する陳情(第二百十八号)
- 國際電氣通信株式会社の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案(内閣送付)
- 医師会、齒科医師会及び日本医療團の解散等に関する法律案(内閣提出)
- 恩給増額に関する請願(第二百一十一号)
- 戦死者遺族の更生対策に関する請願(第二百十六号)
- 生活協同組合法の制定に関する請願(第四百三十三号)
- 青少年禁酒法制定に関する請願(第四百四十六号)
- 青少年禁酒法制定に関する請願(第四百五十一号)
- 住宅営團經營の住宅を國營とするに關する請願(第六十九号)
- 東京帝國大学演習林拂下げに関する請願(第七十二号)
- 教員恩給増額に関する請願(第七十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十九号)
- 生活協同組合法の制定に関する陳情(第二百七十五号)
- 教員恩給増額に関する請願(第二百九十八号)

- 傷病者更生援護に関する請願(第九十九号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第二百一十一号)
- 拂下げシシンに関する請願(第二百一十号)
- 結婚問題に関する請願(第二百一十号)
- 恩給増額に関する請願(第二百二十三号)
- 社會保險制度の一元化に関する陳情(第二百三十三号)
- 教員恩給増額に関する陳情(第三百一十二号)
- 結核医療施設を市營に復元することに関する陳情(第三百二十一号)
- 教員恩給増額に関する陳情(第三百四十六号)
- 生活保護法による生活保護費を全額國庫負担することに關する陳情(第三百五十五号)

九十八号) 昭和二十二年九月二十九日(月曜日)午後一時二十八分開会

本日のお話に付した事件

○委員(坂本重蔵君) それではこれより開会いたします。災害救助法案につきまして審議を進めますが、前回質疑の打ち切りを委員長から宣告いたしましたので、討論に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員(長瀬本重蔵君) それでは直ぐ討論に移ります。發言の通告がありませんので、この際これを許します。草葉委員。

○草葉委員 誠に時節柄重大な災害扶助法案でございますから、慎重に取扱つて行かばならないと存じます。が、それと同時に最も急を要する情勢にあると存じますので、以下私の意見を申し上げ、中には或いはいろいろ御都合によつては、政府の御所見等をこの意見に対してお加え願ひます。これは誠に結構だと思ひます。從來の罹災救助基金法等の關係から考えますと、災害の範圍といふものが余りに技術的と申しますか、事務的に亘つておりました。が、今度の政令、命令等で定められます場合にしましては、非常災害の範圍を、從來の弊を一掃した意味においてのことをお取扱願ひたいという点であります。なにかさういふ点について、すでに範圍が内定いたしておりましたら、併せて伺ひたいと思ひます。

それから日本赤十字社の他の團體、又日本赤十字社がこの仕事の民間における一つの中心になつて参ります。が、これはいろいろな意味におきまして、相当日本の赤十字の現状から考へますと、無理であり、困難であることが派山ありはしないか。病院の經營にいたしましても、一方医療制度の方からは更に検討して行かんらんといい情勢だと思ひます。從來から災害の場合に日本赤十字が取つておりました処置は、主として救護、医療の問題だけであつたのでありますが、これをだん／＼と日本赤十字社に民間團體の救護を統轄してやろうとする場合におきましては、余程日本赤十字社の機構、或いは設備、或いは人員等について、根本的に政府が指導をされないと、なかなか困難だろうと存じます。その外の團體にいたしましても、例えば同胞援護会のような團體は、從來とも赤十字以上の活動を災害の場合にいたし、且つ又全市町村に組織網を持つておるようでございますから、そういう力の強いものを相共に加えながらやつて行かれる方法を十分お探願ひたいと存ずるのであります。

次には義捐金の取扱ひ、この條文の中には出ておりませんが、併し資金という点について出ておりますので、それに加えて意見を申し上げて置きたいと存じます。この資金といふものは、政府資金のことばかりであるか、或いは義捐金等も含める場合もあるかとも思ひますけれども、災害の場合に多く取扱われる一つの最も大きな問題として、義捐金募集、或いは出したその金によつての救助といふものが相当大きいものになつて來ると思ひます。大いなる災害の場合には、國內だけではなく、國外等からもさうな義捐金等も多数参つておつた例もあります。従つてこの政府資金、或いは府縣のこれに要します直接の費用の場合には別であります。その資金の中に義捐金等を加えて救助をやつて行きます場合におきましては、余程この取扱ひ方を十分にしておく必要がありはしない

それから十二條、十三條は、前からちよつと問題がありました、これはすでに質問も済んだことでございますけれども、二十六條、二十七條、二十八條、つまり都道府縣知事が、必要がある場合には、十二條、十三條のような意味においての、

が、いわゆる主務大臣が相当の監督、場合によりますと、それに対する指示と取消し、或いはやり方の改正というようなものを当該府縣知事にお出しになるくらいの行き方を一つ採つて頂きたいと思つておるのでございます。要しますに、この災害救助は、今度の法案からいたしますと、平素から相当の機関を拵えて準備をして置く。そしていつ何時大小の災害があつた場合においても、それに処置をするということになりまして、誠に從來とは数歩前進いたしました。結構だと存じまするが、併し災害は、どうも準備しておるときには殆ど来ず、準備をしておらないときに來るといふのが大体從來の災害で、関東大震災の後で、数年間、いつも九月一日前後に準備をしておつた間には殆ど災害はなしに、漸くだれ氣味になつた昭和二年に奥丹後の大地震があつたというやうなことでありますので、そして又災害の大小が存じ得ませんので、いつも相当準備をしておりまして、いざ災害となりますと、殆どその準備が役に立たないという場合が多からうと存じます。この点につきましては、備蓄という問題が、從來は軍隊のものによつて政府で備蓄を特別にせんでも済んでおりましたのが、それがそういうことができなくなりましたので、この備蓄をなされままする場合に、殊に食糧等の備蓄、被服等の備蓄は最も必要であると同時に、最も困難であり、又これを發せで置くことによつての國民の負担も或る意味においても大きくなりますので、こういう点につきましては、相當戦時災害保護法等によつてなされた備蓄等の経験から、一十分の方策をお立て

になつてお進み願ひたいのであります。実はもつと色々な点について意見もありますし、希望もありますし、或いは合せて御質問も申上げたいと存じておりましたが、大体におきまして災害扶助の全体といたしましては、私ども養成をいたしております。殊に急速にこういう制度が実施されますことを冀つておりますので、大きい問題についてだけ私の意見を申上げたのであります。

○中平常太郎君 私は三点ばかり質問と同時に意見を申述べたいと存じます。第十二條の項目でござりますが、先般、備蓄に關しまして大臣の御意見を伺つたのでありますが、現在の物資不足の場合に、備蓄はなすというたところで、そう沢山はできる見込は私はないと思うのでありますが、現在の今度の関東地方の大水害におきましては、軍當時のものもありましたりして、又一つには進駐軍の方の援助もありましたりして、割合纏つたようなものが出ておりましたことは、誠にこれは不幸中の幸であります、將來の物資不足の日本が、備蓄のためにどういう程度の方針を持つて大臣はおられるか。國においてはどの程度備蓄せんとするお考か。それから府縣におきましてはどの程度ぐらひは府縣でやらして置くというお考でございましょうか。今の物資不足の場合にこの点は極めて不安定のものであるし、その不安定のためまづに任すなれば、これを捕えるために不必要な強権が発動されるような恐れがないとは限らない。いわゆる憲法違反の恐れありと言われる程度のことか。この場合において現われはしないのか。それで備蓄の方針につきまして、

國はどの程度備蓄せんとするか。或いは府縣にはどの程度備蓄せしめるかということをお伺いしたい。次に日本赤十字社に救助を委託することができるといふことが第三十二條にござります。これは日本赤十字社は、草葉委員からも話されたのでありますが、日本赤十字社はそこまでこの一本建に信頼してよいか悪いか。日本赤十字社は今までよく働いては呉れましたが、或る意味から申しますと、これは軍事方面に積極性を持つておつたのでありまして、今度は全く平和方面に向つて方針を切換えてなさることでありますから、相當なことにはできようと思ひますけれども、日本赤十字社の手の廻つていない地区が沢山ある。赤十字社が普遍的にあれば別であります。が、縣廳の所在地であればもとよりであります。その他につきましては、極めて日本赤十字社の施設といふものは或る意味からいいますと普通してはいない。このただ三十二條一本建に日本赤十字社に委託することができ。かう決められては、私は大事な災害救助の突発した事件の場合に、これは困ることができやしないかと思ふのであります。現在關東の大水害にいたしましたも日本赤十字社のみが働いてはいない。むしろその他の各種の施設が働いておる。各地にあるところの病院、或いはその他警防團とか、或いは普通の開業の医師とか、看護婦会とか、産婆会とか、様々な会がそれ／＼獨自の立場に立つて、今度の大水害には非常に働いておられるのであります。その赤十字社に委託することができるといふことだけに決めになるのでは、これには私は事柄を余りに狭くするものであ

二十五條には「近隣の者を救助に關する義務を協力せしむることを要する。」とある。

て主任大臣にその措置の詳細を報告し

の府縣の財政狀態並びに災害關係を考

條、十三條のような意味において、
れのある場合もあらうと存じます
の経験から、一つ十分の方策をお立て
か。それで備蓄の方針につきまして、
は私は事柄を余りに狭くするものであ

ると思ふのであります。修正をするな
れば、「必要な事項を日本赤十字社そ
の他の施設に委託することが出来る」
という、「その他の施設」という字を
入れて貰いたいのであります。「日本
赤十字社又はその他の施設に委託する
ことが出来る。」というところで、廣
汎なる意味を含んで、あらゆる手段を
採られるようになることが必要と思
ふのであります。災害の救助は突如と
する時の事件でありまして、恒久的のこ
とではないのであります。だからして猫
の手も欲しい筈であります。日本赤十
字社という一つのお役所的なものに
のみ限つたことになすべきものでない
と思ふ。あらゆる施設をも能動的に救
助的に動かす必要があると思ひます
で、ここに一つの修正の意見を持つて
おるのであります。これに対する大臣
の御意見を伺いたい。

それから第三十八條の災害救助基金
の最少額は、府縣におきましては五百
万円となつておりますが、これは私は
少きに失するといふ考えを初めから持
つておるのであります。理由といたし
ましては今度の水害を見まして一町
村に五百万円程度の村が幾つあるや
分らん。何千万、何億といふ程、復旧に
要する場合がございまして、それは恒久
の対策のみならず、突如とせる事件のた
めに用いたものでも、今日各縣に
用いた金といふものは何千万円を使つ
ておるのであります。價格の倍率から
申しまして昭和十年、十一年と比較
いたしまして六十倍、六十五倍といふ
言ひ換えますと前に五十万円であれ
ば、三千万円が至当である。私は三千
万円ぐらいと思つておりますが、縣の
財政を考慮致しまして、今日非常に窮

迫しておる縣の財政の上におきまし
て、そういう金が直ちに蓄積されると
は思へない。もとより一ヶ年の間に蓄
積するものではありませんが、蓄積の方
針を定めてやらねばならんところの最
少限度……ここに最少限度と書いてあ
りますが、最少限度は一千万円ぐら
いを以て適當といたしておるのであり
ます。一千万円としたところで、少し大
きな災害に遭いましたならば、直ちに
出拂つてしまつて足りないものであり
まして、直ちに國にものを要求せなけれ
ばならんやうなことになる。一
つの自治体が、縣といふ一つの法人格
が、自分の力でなし得る限度が五百万
円といふことは如何にも小さい。この
点も私は一千万円に修正して見たい
と思つておりますが、これに對しまして
大臣のお答えをお願いしたのであり
ます。この三点であります。

○榎井伊介君 第十二條、これは字句
の問題であります。最後のところに
「又は救助その他何々物資を収用する
ことが出来る。」これはその前の「聖
給、保管若しくは搬送を業とする者に
對して」、この字句を受けて來なければ
ならない。そうすると、この者に対
しては保管を命ずるとありますが、こ
れは分る。今度は収用するといふ、対
象がはつきりしない。言ひ換えますと
「販賣、配給、保管若しくは搬送
を業とする者に対して」物資を収用す
ることが出来るといふことは、文字の
上から言つてどうか。私ははつきりさ
せるために、その他緊急措置に必要な
物資をそれらの業者から収用する。こ
うしなければ文體上そこに欠陥がある
のじゃないかと、かように考えます。
それから二十五條でございますが、

二十五條には「近隣の者を救助に關す
る業務に協力させることが出来る」、
この関係といたしまして、第二十九條
には「協力する者が怪我をしたり、病
氣に罹つたりしたときには、扶助金を
支給する」といふことがありますが、協
力させる者が、賃金を出して雇入れた
一般の労働者よりも遙かに眞剣に働
く場合が多いのであります。
私は曾つて堤防決壊の災害に際しま
して、その復旧工事に當つたことがあ
りますが、一般の人夫の人々に対し
て給料を拂ひますが、協力した人に対
して何らの報酬がなされないといふこ
とは申譯ないやうな気がいたします。
或る特別な方法を講じて報酬手当を出
して貰つた事実があります。近隣の者
が協力するのは當然であります。當然
であります。それはその人の立場か
ら言ふことであつて、その協力を受け
た復旧工事の方面から申しますと黙つ
ては見ておられない。この人々に対
しまして何らかの報酬の途を講ずるとい
ふことを私は當然なことだと思ふ。そ
こでこれは法律に規定ができなけれ
ば、政令においてこういうことを加え
て頂きたいといふことを希望いたしま
す。それから三十一條であります。
これは質問のときに確か中平委員から
と思ひますが、通信、交通の杜絶した
場合はどうだといふお話がありまし
た。私はこのことかいたしまして、但
書を入れる必要があるのじゃないか。
これは今後の災害のときにもそうい
うことが考えられるのであります。條
文の意味だけを申しますが、(但し通
信交通杜絶の場合は、他の都道府縣知
事は緊急應援の措置を取ることがで
きる。この場合にあつては、直後にお

て主任大臣にその措置の詳細を報告し
なければならん。') といふやうなこ
とを入れることが適當ではないか。い
つでも主任大臣の命令がなければでき
ないといひますならば、適當な應
急措置は講ぜられなければならない。
府縣知事の眞剣なる或る獨断的行爲
を認めてやらなければならぬのでは
ないかと考えるのであります。次は第
三十六條であります。この補助率のこ
とであります。一、地租、家屋税及び
營業税の合計額、これは將來、この
課税方法がどう變つて行かないでもな
いと考へられるのであります。永久に
地方税といたしまして、この地租、家
屋税、營業税が存続されて行ける場合
はともかくであります。これは税制
改革によりまして、どんな變更を來す
かも知れないといふことが一つ。今一
つは、そういう變更の場合がないとい
はしまして、この課税の合計額の百
分の五を超過する。こういうふうにな
りますと、家屋税、營業税、地租にい
たしまして、貧しい府縣であつて常
に制限の最高度までを課税しておると
あります。それは財政關係が弱い府縣なん
であります。そういう府縣は一番多くの
率で課税しております。その超過と
なりますと、弱い府縣は少しの補助の
恩恵しか受けられないといふことにな
る。それからもう一つは、若し災害の
場合に、こういうふうな補助の規定が
あるとするならば、或府縣の方では、
今度は最高度まで要らなくても、それ
だけ歳入は求めないでも、最高度まで
これは掛けて置かなければいけない。
そういうふうな考え方が起きやしない
か。そこで私はそういう考を排除する
ために、細かい規定は除きまして、そ

府縣の財政状態並びに災害關係を考
えて、そこには委員會を設けても宜し
いのであります。幅を持つた補助規
定を置く。即ち支拂に要した費用の合
計額の百分の五十乃至百分の百、これ
は地方において往々見られる。百分の
百をどうして出しても買わなければな
らないといふやうな貧弱な府縣もある
のであります。こういうやうに幅を持
つたものを作つて、實際上において適
當な補助額を決めて行くといふこと
が、これは政治の適當ではないか。か
ように考へて、この辺の修正を希望
したのであります。

第四十一條であります。この第二
号におきまして、國債証券、地方債証券
何々債券の應募又は買入、これは當然
政令におきまして、基金額の何分の一
といふたやうな制限が設けらるべきだ
と私は考へるのであります。それが
はそうされないと、折角積んだ基金
が、第二号のやうなものによつて多く
積立てられますと、實際災害の場合
に當りまして、活用させ、現金化する
ものが非常に少くなつて來る。これは
多分そういうふうな限定されるのであ
らうと思ひますが、念のため申上げて
おきます。以上であります。

○委員長(塚本重藏君) 討論の通告
は終つたのであります。今の討論者
の討論の中には、かなり沢山の希望意
見並に質問等の箇所があつたように見
受けられます。この機会に各討論に対
しまして、政府の方の意見を求めたい
と思ひます。

○國務大臣(松定吉君) 各委員諸君
より熱心なる御意見の御発表がありま
して、一々大いに検討考慮しなければ
ならん事柄であると思ひます。この点

に開し、政府當局から詳細に御答弁して頂きます。

○政府委員(高橋繁吉) 第一に草葉委員からの御意見乃至御質問に對しまして、申し上げて頂きたいと思ひます。從來の罹災救助機構の下における災害の範圍が非常に窮屈であり、なかなか実情に即さないような憾みがあるが、今後どういふような範圍を廣くして、妙味を發揮する用意があるかというふうな意味のお話でございます。これは從來どういふふうなことを、いろいろ制限を設けたりなどいたしまして、却つてこの災害の範圍を實情に即さないようなことにすること、御承知の通りでございますので、政令等におきまして、実はなんにもその範圍については規定をいたさないつもりでございます。この法律の第二條にありますが、一條二條の趣旨から適用して參る、却つてその方が運用の妙味を發揮できまして、必要の都度この法律を適用して行くということが出来るのではないか。ただ取扱ひ方針といたしましては、草葉委員が仰せられましたように、廣く考えまして、実情に即した適切な援助が行われるようにして參りたい、かように考えております。

第二に、御指摘になりました日本赤十字社の現状につきまして、機構なり或いは設備というふうなものが、非常に現在では不備だという点、誠に私共もその通りに存じております。法が期待をいたしております日本赤十字社がその使命を遂げるには、もつともつとこれから努力をして、機構的にも或いは財的にも、設備の上でも拡充して行かなければならないことだと考えております。政府もそうでございます。

し、又先般皇陛下を名譽總裁に仰ぎまして、御承知のように今秋は相當に基金の募集も、會員の募集もやうとういふうな計画がありまして、それらもその一歩かと思ひます。進駐軍當局におきまして、現に御承知のようにアドヴァイサーなどがあつて、政府の方におきまして、十分指導監督いたしまして、できるだけこの活動が進展するようにして參りたい。そうして本當に國際赤十字に繋がる一つの日本赤十字が、戦争のない日本の本當の模範的な赤十字にして參りたいという、固い覚悟を持つておるといふことを申し上げて頂きます。

第三点にお尋ねになりました義捐金の取扱ひでございますが、勿論この法にありますが、委員會等で協議いたします資金の中には、義捐金も含むものと、いふうに存じております。草葉委員の御指摘のように、この義捐金で集まりましたものが、相當な救助に役立ちまして、仰せになりましたように、いろいろこの妙味を發揮するやうな点もこれはございます。従いまして國から出すもの、それから都道府縣から出すもの、外に、この義捐金というものを加えまして、本當に官民一体と申しますか、この援護に、財的の裏付けをして參るといふうに、して參りたいと思つております。先般委員會で私が申し上げました今回の措置は、大臣からも先般本會議で仰せられましたように、今度の法律がまだできておらんけれども、法に準じて今回の措置をとるのだという御方針に則りまして、日本赤十字社には民間に義捐金募集の呼びかけをいたしましたのでありますが、勿論

そうして集めたものは、縣なり都なりものものに繰入れまして、二つを一緒にして救助の万全を期するといふつもりであります。日本赤十字で集めたから、そこだけで使つてしまふといふやうなことはないのであります。

第四に、この二十四條、二十六條、二十七條、二十八條等におきまして、都道府縣知事がやりましてこの強權の処分につきましては、主務大臣がこれらの措置を或いは是正をする。極端に言へば、取消すといふやうなことはどうなるかといふ意味のお尋ねであつたかと思ひますが、これは御承知のように地方自治法には、國の機關としての知事の処分に対する主務大臣の取消規定がございます。或いは又内閣法の中にもあつたかと思ひますが、さういふやうな規定を以ちまして、知事の処分が法の精神に當てはまらない、或いは不適当であると存じます場合には、直ちに是正を命ずるといふ措置を取り得ます。又取る方針でございます。

それから第五にお述べになりました点、備蓄についての非常に警告的な御注意、誠にその通りだと思ひます。これは忘れてしまつた頃に起きて參りますことは、草葉委員御指摘の通りであります。備蓄等につきましては、中央、地方にそれぞれ委員會を常置いたしまして、これらは万遺漏のないやうにいたすつもりであります。有難く拜聴いたしました。

次に中平委員の御意見につきまして、殊に御修正の御意見もあつたかと思ひますから、政府の方の考えもお聞きを頂きたいと思ひます。第十二條の備蓄に關しての御注意でございますが、仰せのように、元の軍の物もなくな

り、或いは又進駐軍のいない場合における御注意、誠に御尤もに拜聴いたしました。國なり縣なりで、どのくらいの備蓄をする用意があるか。殊に物資不足の際、これらの点に無理があれば、又無理がかつて来るといふことの御注意、誠に御尤もであります。これは民間の有識者等が加わりました中央並びに地方の災害救助協議會におきまして、これらの点を十分練りまして、無理の行かないやうに、殊にいざという時に準備ができますやうに、大変むづかしいことではあります。そこをよく相談して、日本の現在における物資の状況、需給の状況等を見まして、無理の行かない程度で、できる限り備蓄をして參るといふ計画をしております。従つて國でどれだけ備蓄する。地方においてどれだけ備蓄せしめる。といふやうなことについては、具體的なものを持つておりません。これは委員會ができました際に、取り上げるべき最も重要な問題でなからうかといふふうに考えております。

それから第二の御質問、これは修正の御意見でございましたが、三十二條で、この日本赤十字社のみに委託するといふやうなことは、余りに日本赤十字社そのものの施設に委託するといふふうな修正の方が適當だといふやうな意味のお話と拜聴いたしましたのでございますが、これは先般來この委員會においてお答えを申し上げましたやうに、今次の災害におきまして、日赤のみが働いておられない、他の團體も非常に御活躍を願つておるのは、各委員諸公御覽の通りでございます。法の第一條にそのことが明らかに書いてございまして、國が責任を持つてやるといふ点は、これは法の狙ひでございますが、國だけじゃございませんので、ここにもありますやうに、日本赤十字社その他の團體、及び國民の協力、といふやうに廣く協力をして、第一條でやることになつておるわけでございます。ただここに三十二條に特に日本赤十字社を挙げましたのは、日本赤十字社の本來の使命、特に國際赤十字における日本赤十字社の地位といふやうなものを、軍のなかりました後の日本赤十字の本當の使命といふやうなものを考えまして、法律の基礎に基いて、都道府縣知事が行ないます救助、或いは應援の実施に關して、必要なものを日本赤十字社に委託するといふことにしただけでございます。そこに他の施設といふものがないからそのことがないんだ。赤十字だけにやらして置いて、他にはやらさないのだといふやうな趣旨ではもう万々ないのでございます。第一條に法の精神を明らかにいたしましたやうに、さういふやうな非常の災害におきましては、各方面の各機關の援助を得て、國がその先頭に立つて救助して參るといふ趣旨でございますので、この点も一つ中平委員におかれましては御了解を頂きたいと思ふ次第でございます。

それから第三点、これも御修正の御意見でありましたが、三十八條の最少の積立額が五百万円といふのは非常に低いではないか。従いまして一千万円或いはそれ以上にやる方がよいじゃないかといふやうな御質問……一千万円が適當であるといふやうな御意見であつたのでございますが、これは先般御

ております。政府もそうでございます。

をいたしましたのでありますが、勿論

仰せのように、元の軍の物もなくな

諸公御覧の通りでございます。法の第

つたのでございますが、これは先般御

質問にもありましてお答えいたしました。現在、府縣にありまします罹災救助基金の額、それから法第三十六條に基づきます國庫補助の率と、府縣で持つべき額というふうなものを勘案いたしました。先ずこのところ、地方にも無理がかからず、又このくらいであれば相当小さいような災害について、この金だけで救済がやつて行ける、これより以上を要する場合においては、國庫の補助なり、或いは一般の府縣の歳入を以ちまして処置される方が適當ではなからうか。今回の災害救助基金として積立て、置きまします金を余りに多くいたしますと、この金額は、この法律にもありますように非常にこの使途を制限して積立て、置くわけでございます。却つて例えはどうか仰せられましたように、四十一條というふうな制限などがございまして、今、地方の財政等が非常に困難しておる場合に、余り大きいものを積立てまして、嚴重な制限の下に置くことはどうかと、この法律に照して、先ず五百万円というふうなところが、必要の限度から言ひまして、或いはそちらの面から見てもよいのじやないか。大きい縣になりますと例えは東京都のようなものになりますと、五百万円くらいな程度までの支出につきましても國庫の補助はございせん。第三十六條の規定によりまして、併しながら最も小さい……例えて申しますと、鳥取縣というふうなところになりますと、極く小さいところでもこの補助金が出ることにになります。従ひまして五百万円くらいでございますれば、約三千万円乃至四千万円くらいこの災害が起きますと、

府縣の持分としては、大体五百万円くらいでやれる。それより大きい場合においては、縣の一般の歳入を以ちまして賄つて行く、これくらいで縣としてはよくはないか。三十六條の補助等と睨み合せ、或いは又現在備蓄をいたしております罹災救助基金の額……ちよつと申上げますと、五百万円以上を今備蓄をいたしております縣は、全國で愛知縣のみでございます。青森縣の如きは五十万六千余円というものが備蓄をいたしております。大抵の縣は百万円或いは二百万円というふうなつております。これからこれを五百万円にいたしますと、相當府縣として努力を要するわけでございます。従ひまして、目標をいたしましては、嚴重なる制限をつけて備蓄をいたさせて置きますが、法に規定いたします災害救助基金は、このところのところが無理もなく、而も小さい災害におきましては、これくらいのものでございまして、先づ現在の状態においてはやつて行けるんじやないか。こういうふうな見込で、一應五百万円という金額を定めた次第でございます。

○姫井伊介君 ちよつとお答えいたしました。頂きます前に、申し誤まつた点がありますから、訂正さして頂きます。それは三十六條であります。一つは地租、家屋税、營業税の浮動性というところを申しました。第二番目に、貧しい財政の府縣が却つて損をするんじやないか。第三に私は殊更最高率の課税をするんじやないかと申しましたと思ひますが、これは間違ひであります。かつ、かつ財政の運営のために、府縣は何か差し繰り無理をしてゐる。むしろ税に対する課税率を低めて置いて、まさか

かの時の補助の多きを望むような……そんなこともありませんけれども、そういう愛もないではなからうと言つたのであります。ちよつと三点が間違ひつておりますから、補足さして頂きます。

○政府委員(葛西嘉善君) それでは姫井委員のお尋ね乃至は御意見につきまして、政府の意見を申上げさせていただきます。

第一は第十二條につきまして、この十二條の後の方でございますが、一又は救助その他緊急措置に必要な物資を収用することができると。この上は、この上のいろいろのことを「業」とする者に対して」というふうな姫井委員はお読みになつて、おかしじやないかという意味の御意見でございます。が、これは大要恐れ入りますが、そういうふうに読むのではないのでございまして、「保管」を命ずるのがそれでありまして、「救助その他緊急措置に必要な物資の収用」というのは、これはそれらの業者に限らない積りでございします。即ち第十二條の二行目にあります「認める」とは、「又は」の方へ引つかけて読むのでございまして、これは平素の時には備蓄というふうなものについては無理が行きまするから、この業種を制限しまして、不當に保管命令というふうなものはやらせないでございしますが、一朝災害が起きました救助が必要である、或いは緊急措置がどうしても必要だという場合に、おいては話合ひでどうしても行けないという場合におきましては、これらの制限なく、限定しませんが、例えは、一番極端な例を申しますれば、例えは鹽漬物資というふうな物があつた

という場合には、これらのものを特に必要があると認めるときは収用をして参る。こういうふうな讀む積りでございします。それから第二の、第二十五條で協力命令を出した者に關連しまして、二十九條における各種の扶助金を出す場合についてでございます。一般にこの協力命令というものは、実は普通の場合におきましては命令を出すことなく行われるものだと存じます。命令を出さなくても、普通の措置としてやつて頂いたものについて、こういうふうな扶助金を拂つたり、或いはそれに謝礼を出すというふうなことにいたしますことは、一向事實問題として差支へはございません。かようにいたしまして、法規にはありませんが、府縣がそれらに手当、或いは扶助金等を給與いたしました場合に、つきましては、その費用が救助に要する費用として請求があらされた場合には、これは補助の対象となるわけでございます。ただこの法律をいたしましては、第二十五條に、近隣の者が或いは炊出し、その他のことに協力をしないといふような場合は、命令を出し、それらの命令に基いて怪我をした者だけについて、法律としてここに扶助金を支給するといふことを明らかにしたわけでございます。事實問題として協力をなさる場合はそれは非常に多いのでございまして、その点は趣旨をいたしましては姫井委員の仰せになりました通りだといふふうに存じます。

第三十一條の点でございますが、これは先日もお尋ねがあつたのでありますが、都道府縣知事につきまして、他の或る都道府縣の中に災害が起きて、それを他の都道府縣に應援をして貰う

という場合について、厚生大臣がその應援を命ずるといふ場合でございます。これは姫井委員の御修正のような、一應都道府縣知事がやつて、あとで報告をしたらと言われましたが、これは事實上主務大臣の命令がなくとも、實際は應援をする場合が多いと思ひます。特に中央から全体的に見て、大臣の命令が出るわけでございます。實際上は都道府縣の中で應援をして頂くということが實際あり得るわけでございます。現に今度の関東、東北の水害におきまして、御覧になつた方もございします。が、埼玉縣における、あの栗橋附近からずつと川が流れておりますと、埼玉縣の東側の住民であつた土手の上つておりました者を茨城縣が應援する。或いは東京の場合でありますれば、江戸川土手におつた者を千葉縣が實際應援しておるといふような実例がございします。これは大臣からの命令を待たずして、すでに實際兩縣の間で話合ひしまして、埼玉縣或いは東京都の人間を茨城縣は千葉縣において救助いたしておる実例がございします。勿論大臣といたしましては、援助をするようにといふことは電報をいたしておりましたが、これは法規に基く命令というよりも、むしろ行政上の指示というふうにお考え願ひたい。それでもできるということだと思ひます。實際上の問題として、この命令の出るという場合には、やはり大臣の命令を出文を以てやる場合には、應援の命令が出なくちやならない。これは實際の場合としては交通杜絶の場合においては、同縣の話し合ひでやつておる場合も非常に多いといふことを御了解を

願えますれば、姫井委員も御了解願えるのではないかと申すのでございませう。それから第三十六條についてでございますが、これは重なりのお尋ねがあつたのでございませうが、実は従来國庫補助金をどれだけにするかという点については、非常に私共政府内部でこの案を立案いたしますときに苦慮をいたしましたのでございませう。と申しますのは、災害が起きたときに、南海海震等の場合等を見ても、各都道府県知事は迅速に、中央等の連絡を待たずして、そこに困つておる被災民に救助の手を伸べますことは当然でございませう。併し或いは炊出しをする。或いは緊急の物資を被災民に配付する。或いはその物資が中央から来るの間に合いませんので、近くにありまするいろいろな物資を調達いたしまして、これを配給いたします。その場合に一体、自分の縣でどれだけ金を調達し、國の方からどれだけ補助金が貰えるだろうかということに非常に知りたがるのであります。これは都道府県知事の立場に立つて見ますれば、災害が起きた場合に非常に大事な問題であります。救助計画を立てる場合に、必ず必要は、是非知つて置かなければならぬことと申すのでございませう。

南海海震の場合には、厚生大臣は當時通信大臣として大阪へおいでになりました。私も大臣のお供をして當時行つておつたのであります。主たる問題の、最後に落着きましたのは、一體補助金はどれだけくれるのか。自分の縣ではどれだけ調達した。取敢えずのところは銀行から二千万円か三千万円借りてやつたが、例えば高知縣のごとき、和歌山縣のごとき、縣がこれだけ

の金を持てるものでない。一体どれだけの金を持てるかというふうに、自分の方で計画を立てまして、その内どれだけ資金が國から来て、どれだけ自分が調達すべき金であるかということを決めて置く必要があるかと申すのであります。それで補助金というものを災害の場合に確定して置く。こういう計画でやるが、これだけの金が貰えるというふうに確定をして置くことが、これは是非必要でございませう。それで委員会等を設け、或いは何分の一乃至何分の二という補助では非常に不安になるわけでありませう。最低でやられるかも知れませうし、或いは最高は行くかも知れませうというふうなことがございまして、これは是非確定率の補助金にするということが、實際緊急の場合であればあるだけ、非常に必要に感じましたのでございませう。それから確定ということでは、又そういう面から見ればいいのでございませうが、姫井委員から御指摘になりましたように、縣の貧富の差がありませう。或いは貨幣価値等が変つたり、それから縣の貧富もいつても、去年富んでおつた縣が今年貧乏になつてしまふというふうな場合もございませう。そこでインフレ乃至は貧富の時に異なるいろいろなことを、やはり確定率にする以上は、或る程度そこらも押えて、何か制度を立てなければならぬというふうな……確定率にするという問題と、それからもう一つは、動きつゝある貨幣価値、乃至は府縣の貧富と負担力というふうな問題を脱み合せまして、どうして決めるかという点で非常に苦慮いたしましたのであります。その結論が先ずここに出しましたようなことと申すのであります。大体前年度の三税の合計額ということになりませうと、大體

にいつて、先ず大體算盤が出てくるのは前年しか出ませんから、最近における府縣の貧富の状態乃至はこのインフレというふうなもの、自然インフレが上ればこれらの三税も上りますので、そこらを見合せてやるといふふうなことをいたしましたのでございませう。各府縣別にいたして、これらを見ました表が実はございませうので、御必要でございませうれば、これを御覧頂きますとよく分るのでございませうが、大きい縣におきましては相當の額までは殆んど自力で補助をして頂くことになりませう。先程も一例で申し上げましたように鳥取縣というふうな縣になりませうれば、ごく小さい災害でも國が補助をして行くというしてそれがだん／＼上つて参れば、又翌年は違つてくるというふうなことで、今の確定率という問題と、府縣の貧富、或は変つたつある府縣の貧富状態、或いは貨幣価値の変動というふうなものを織込みまして、一應前年度におけるこれらの三税の合計額というものを基礎にいたしまして、それを超過する部分について、ここにありませうな三段階に分けて補助することになつて参りますと、今のような点、確定にしておいて、府縣知事が災害が起きたときに、すぐに向うの部下を呼んで、自分のところの算定の合計額、補助額はどのくらいということになりませうと、例えば表にありませうように、今回の例で申しますれば、東京都が仮に一億円かかつたということにいたしますれば、國庫の補助が六千五百五十万三千円、それから東京都の負担が三千八百四十九万七千円というふうなことに、算盤が出て来るわけ

であります。それで自分としてはこれだけの金を調達すれば後は國から貰えるというので、安心して銀行等から借りて應急の措置を迅速に行へるというふうになつたわけでありませう。御心配のようないふ点も多少あるかとも思ひますが、そこらを見合せて、而も確定しておくというところに、非常に私も必要を認めました点も御了解頂きたいと思つてございませう。それから次に第四十一條でございませうが、第四十一條の災害救助基金の運用に伴ひまして、この災害がいざ起きたときに、條件とか何とかに従つては使えないのじやないかというふうな意味の御見地から、基金額のどれくらいはというふうにしなくちやならぬというふうな点を御心配になつて、そういうふうなことをする意思があるかというふうな意味のお尋ねでございませう。これは行政上の方針といたしましては、厚生大臣から、大體どれくらいのものをすぐ使えるようにしておき、どれくらいのものはどういふうに第一号のようなものに廻して行くかというふうなことは示してあるのであります。大體現在のところは相當の災害に對しても直ちに發動できますように、現金或いは銀行の預金というふうなことにして、府縣では備蓄をいたしておる実情でございませう。従いまして、ここは余り堅く何分の一はどうかしなくちやならぬというふうな締めをおきますと、地方財政或いはその外の關係上、いろいろ面倒なことにもなりはせんかというところで、只今のところでは大體府縣が、自分自体の救助のことでございませうので余り嚴重に政令或いは省令等を以ちまして縛つておくということとはしないで、各府縣府縣に、行政上の措置をいたしまして一應の程度のお示しを、従来の程度でお示しをしておけば、それで大體間違ひなくやつて行けるのではないかと思つておりますから、只今のところでは政令、省令等でそういうふうなことを決定する意思は持つておらないのであります。

○中平常太郎君 ちよつと今の私の質問に對する御回答に對して少し見当外れな点がありますから……

○委員長(塚本重蔵君) ちよつと速記を止めて……

午後二時四十五分速記中止

午後三時九分速記開始

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始め。只今討論なさりましたことについて、それ／＼政府の意見も聴いたのであります。この機会に改めて先刻の討論者の発言をお願いいたします。

○中平常太郎君 先程の討論の続きであります。この救助法案の救助に對しまして、非常に重いと申すの役目を持つてゐるのは日本赤十字社となつております。もとより世界全体において、日本赤十字社の機能並びにその素質といたしましては、日本もぜひとも萬國の赤十字社と連絡をとり、又その機能を十分にそれに應じたところの機能の充実をしなければならぬことは申すまでもありません。併し災害救助法案に出るおとところの日本赤十字社に救助の方面に對して重役目を持たしてありますことについては、これは現在の日本赤十字社に對しましては、私は荷が重いと思つてあります。それでございませうが、日本赤十字社が本

当に救済の責任を持ち得るよう、今後これを育成助長せしめるといふことなれば、この法案に盛り込まれたところの日本赤十字社の機能も果して行けるのじやないかと思ふのでございます。第一條には、日本赤十字社以外のものも全部協力して災害の救助に当るとなつております。それから第二十一條におきましては、「公共団体以外の団体又は個人がなす協力」は、政府の監督の下に日本赤十字社にその連絡、協調を行はせると書いてあります。だからして日本赤十字社という主体がいなかつたならば、政府なり、府縣は日本赤十字社を追つかけて、それに線子をかけて行く、馬力をかける、或いはこれを監督するといふ以外には、直接個人や何かに對する救済の指令が出し得ないのであります。これは余りに日本赤十字社を信頼し過ぎておる点であると思ふのであります。であります。

が、先程申上げたように、日本赤十字社なるものは、世界的に最も認められた団体でありまして、これが不完全であるならば、これを完全ならしめるといふ責任が國民にあると思ふのであります。で、この法案を通過いたしますにつきましては、外に異議はございせんが、この赤十字社を強化せしめる、これを本當に立派なものならしめるといふことにつきましては希望意見を附して、これを可決したいと思ふのでございます。つきましては、私はここに希望意見の原案を作つておりますが、どうかこれにつきまして御賛成をお願いしたいと思ふのであります。ここで朗讀いたして見ます。

希望意見
日本赤十字社の民主的組織及びそ

第七部 厚生委員会議録第二十号 昭和二十二年九月二十九日【本議院】

の内容の改善充実を徹底せしめ、他の民間団体と十分協調し、独善的弊害に陥らざることを要する。

これが希望意見でございまして、この希望意見を附して、この災害救助法案を可決したいと思ふのでございす。御賛成をお願いします。

○委員長(塚本重蔵君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕
○委員長(塚本重蔵君) それでは速記をとつて下さい。

○中平常木郎君 只今希望条件を附けるようにその文案を出したのであります。少しこれを改めることにいたします。その文案を只今朗讀いたしますから、どうか御賛成をお願い申し上げます。

附帯決議
政府は日本赤十字社の組織を民主的に刷新し、その内容の充実徹底をはかり、他の団体との充分な協調を保ち、独善的弊害に陥らざるよう適切な措置を講ずること。

こういふふうに附帯決議を修正いたしました提議いたしました次第であります。どうか御賛成をお願い申し上げます。

○委員長(塚本重蔵君) 只今中平委員から御提案になりました附帯決議につきましては全面的に賛成でございます。どうぞこの法案を議決し、更にこれが執行に當りましては、政府におかれましては只今の附帯決議の趣旨に則つて、殊に現在の日本赤十字社の現状から鑑みまして、本法案第一條、第二十一條並びに第三十二條の執行につきましては、到底現在の赤十字ではやり切れないと存じますから、附帯決議の趣旨を十分お酌みになつて、いわゆる民間団体が率つてこの災害の場合にはいろいろ手を盡し、力をいたしてくれまするから、十分協調を図りながら、独善的に陥らないように進めて頂きたいと思ひます。この御提案に對しまして全面的に賛成であります。

○堀井伊介君 適切な法案でありまして、私も中平委員から出されました附帯決議の意を体しまして、この法案の運営に當りましては、最も適切に行われんことを希望いたしました。全面的に附帯決議に賛成いたします。

○委員長(塚本重蔵君) 他に御意見もないようでありますから、討論は終結したと認めて差支ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(塚本重蔵君) 異議ないものと認めます。これより採決に入ります。先づ原案の採決を行います。次に附帯条件について採決を行います。災害救助法案を、原案通り可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔議員起立〕
○委員長(塚本重蔵君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に中平委員より御提出の附帯決議を附することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔議員起立〕
○委員長(塚本重蔵君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔議員起立〕
○委員長(塚本重蔵君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔議員起立〕
○委員長(塚本重蔵君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔議員起立〕
○委員長(塚本重蔵君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔議員起立〕
○委員長(塚本重蔵君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔議員起立〕
○委員長(塚本重蔵君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔議員起立〕
○委員長(塚本重蔵君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔議員起立〕
○委員長(塚本重蔵君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔議員起立〕
○委員長(塚本重蔵君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔議員起立〕
○委員長(塚本重蔵君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔議員起立〕
○委員長(塚本重蔵君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔議員起立〕
○委員長(塚本重蔵君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔議員起立〕
○委員長(塚本重蔵君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

容及び本委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告いたすこととして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(塚本重蔵君) 異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いします。

〔多数意見者署名〕
○委員長(塚本重蔵君) 速記を止め

〔速記中止〕
○委員長(塚本重蔵君) 速記を始め

て、先の署名漏れはございませんね。署名漏れはないものと認めます。本日はこれを以て散会いたします。

午後三時四十三分散会
出席者は左の通り。

委員
理事
塚本 重蔵君
今泉 政喜君
谷口彌三郎君
宮城タマヨ君
河崎 ナツ君
中平常太郎君
草葉 隆圓君
中山 壽彦君
安達 良助君
木内キヤウ君
小林 勝馬君
井上なつる君
小杉 いさ君
堀井 伊介君
穂積眞六郎君

委員
理事
塚本 重蔵君
今泉 政喜君
谷口彌三郎君
宮城タマヨ君
河崎 ナツ君
中平常太郎君
草葉 隆圓君
中山 壽彦君
安達 良助君
木内キヤウ君
小林 勝馬君
井上なつる君
小杉 いさ君
堀井 伊介君
穂積眞六郎君

委員
理事
塚本 重蔵君
今泉 政喜君
谷口彌三郎君
宮城タマヨ君
河崎 ナツ君
中平常太郎君
草葉 隆圓君
中山 壽彦君
安達 良助君
木内キヤウ君
小林 勝馬君
井上なつる君
小杉 いさ君
堀井 伊介君
穂積眞六郎君

委員
理事
塚本 重蔵君
今泉 政喜君
谷口彌三郎君
宮城タマヨ君
河崎 ナツ君
中平常太郎君
草葉 隆圓君
中山 壽彦君
安達 良助君
木内キヤウ君
小林 勝馬君
井上なつる君
小杉 いさ君
堀井 伊介君
穂積眞六郎君

委員
理事
塚本 重蔵君
今泉 政喜君
谷口彌三郎君
宮城タマヨ君
河崎 ナツ君
中平常太郎君
草葉 隆圓君
中山 壽彦君
安達 良助君
木内キヤウ君
小林 勝馬君
井上なつる君
小杉 いさ君
堀井 伊介君
穂積眞六郎君

委員
理事
塚本 重蔵君
今泉 政喜君
谷口彌三郎君
宮城タマヨ君
河崎 ナツ君
中平常太郎君
草葉 隆圓君
中山 壽彦君
安達 良助君
木内キヤウ君
小林 勝馬君
井上なつる君
小杉 いさ君
堀井 伊介君
穂積眞六郎君

委員
理事
塚本 重蔵君
今泉 政喜君
谷口彌三郎君
宮城タマヨ君
河崎 ナツ君
中平常太郎君
草葉 隆圓君
中山 壽彦君
安達 良助君
木内キヤウ君
小林 勝馬君
井上なつる君
小杉 いさ君
堀井 伊介君
穂積眞六郎君

委員
理事
塚本 重蔵君
今泉 政喜君
谷口彌三郎君
宮城タマヨ君
河崎 ナツ君
中平常太郎君
草葉 隆圓君
中山 壽彦君
安達 良助君
木内キヤウ君
小林 勝馬君
井上なつる君
小杉 いさ君
堀井 伊介君
穂積眞六郎君

九月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、教員恩給増額に関する陳情(第三百四十六号)
一、生活保護法による生活保護費を全額國庫負担とすることに關する陳情(第三百五十五号)

(陳第三百四十六号) 昭和二十二年八月二十八日受理
教員恩給増額に関する陳情
神戸市生田区北長狭通四丁目 横尾 繁六

この陳情の趣旨は、陳第二百九十八号と同じである。

(陳第三百五十五号) 昭和二十二年八月三十日受理
生活保護法による生活保護費を全額國庫負担とすることに關する陳情
愛知縣知事 大見 爲次

愛知縣下の要生活保護者は十万余あり此の経費として一ヶ月九百万円を要するが、縣及び市町村の財政は極度に困難で縣一割乃至二割、市町村一割の負担額は現在の地方財政では負担困難であり、今後増加の傾向にある要保護者の適正保護が出来ないおそれがあるから、生活保護法を改正して経費を全額國庫負担とされたいとの陳情。

國務大臣 山下 義信君
千田 正君
厚生大臣 一松 定吉君
政府委員 厚生事務員(社会局長) 葛西 嘉資君
厚生技官(医務局長) 東 龍太郎君

國務大臣 山下 義信君
千田 正君
厚生大臣 一松 定吉君
政府委員 厚生事務員(社会局長) 葛西 嘉資君
厚生技官(医務局長) 東 龍太郎君

國務大臣 山下 義信君
千田 正君
厚生大臣 一松 定吉君
政府委員 厚生事務員(社会局長) 葛西 嘉資君
厚生技官(医務局長) 東 龍太郎君

國務大臣 山下 義信君
千田 正君
厚生大臣 一松 定吉君
政府委員 厚生事務員(社会局長) 葛西 嘉資君
厚生技官(医務局長) 東 龍太郎君

國務大臣 山下 義信君
千田 正君
厚生大臣 一松 定吉君
政府委員 厚生事務員(社会局長) 葛西 嘉資君
厚生技官(医務局長) 東 龍太郎君

國務大臣 山下 義信君
千田 正君
厚生大臣 一松 定吉君
政府委員 厚生事務員(社会局長) 葛西 嘉資君
厚生技官(医務局長) 東 龍太郎君

國務大臣 山下 義信君
千田 正君
厚生大臣 一松 定吉君
政府委員 厚生事務員(社会局長) 葛西 嘉資君
厚生技官(医務局長) 東 龍太郎君

國務大臣 山下 義信君
千田 正君
厚生大臣 一松 定吉君
政府委員 厚生事務員(社会局長) 葛西 嘉資君
厚生技官(医務局長) 東 龍太郎君

國務大臣 山下 義信君
千田 正君
厚生大臣 一松 定吉君
政府委員 厚生事務員(社会局長) 葛西 嘉資君
厚生技官(医務局長) 東 龍太郎君

昭和二十二年十月三十一日印刷

昭和二十二年十一月二日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局